

議第84号

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年9月10日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき  
個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年富士市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表5生活保護法の規定による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準ずる生活に困窮する外国人に係る生活保護に関する事務であって規則で定めるものの項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第85号

富士市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

富士市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年9月10日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市国民健康保険条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市国民健康保険条例（昭和41年富士市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議第86号

富士市都市公園条例及び富士市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例制定について

富士市都市公園条例及び富士市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年9月10日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市都市公園条例及び富士市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

（富士市都市公園条例の一部改正）

**第 1 条** 富士市都市公園条例（昭和 4 8 年富士市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 富士川緑地の項中「・競技場」を削る。

（富士市都市公園運動施設条例の一部改正）

**第 2 条** 富士市都市公園運動施設条例（平成 1 7 年富士市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表富士川緑地の項及び第 6 条の表富士川緑地の項中「・競技場」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

## 議第87号

### 個人情報の流出事故に係る和解について

令和5年10月18日に判明した平成29年度特定健診電話受診勧奨業務委託契約における受診勧奨対象者の個人情報が流出した事故に起因し、受診勧奨対象者への通知及び相談窓口の設置に要する費用並びに当該事故の対応に要した職員の労務が生じたことに伴い、本市が行った損害賠償請求につき、次のとおり和解をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議決を求める。

令和6年9月10日提出

富士市長 小長井 義正

### 記

- 1 和解金額 5,040,149円
- 2 相手方 大阪府大阪市都島区東野田町4丁目15番82号  
株式会社NTTマーケティングアクトProCX  
代表取締役社長 長徳 慎二郎

議第 88 号

静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により静岡県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更したいので、同法第 291 条の 11 の規定により議決を求める。

令和 6 年 9 月 10 日提出

富士市長 小長井 義 正

## 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

静岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合告示第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議第 89 号

令和 5 年度富士市水道事業会計剰余金処分について

令和 5 年度富士市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を次のように処分することにつき、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 9 月 10 日提出

富士市長 小長井 義 正

1 当年度未処分利益剰余金	7 4 9, 5 4 7, 1 4 6 円
2 利益剰余金処分量	7 4 9, 5 4 7, 1 4 6 円
(1) 組入資本金	3 1 6, 9 6 6, 3 9 0 円
(2) 減債積立金	4 3 2, 5 8 0, 7 5 6 円
3 翌年度繰越利益剰余金	0 円

議第90号

令和5年度富士市公共下水道事業会計剰余金処分について

令和5年度富士市公共下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を次のように処分することにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議決を求める。

令和6年9月10日提出

富士市長 小長井 義正

1 当年度未処分利益剰余金	1, 899, 596, 977円
2 利益剰余金処分量	1, 899, 596, 977円
(1) 組入資本金	948, 629, 248円
(2) 減債積立金	950, 967, 729円
3 翌年度繰越利益剰余金	0円